

施設利用にあたっての留意事項

利用者は、安全で快適な共同生活を送るため、次の事項についてご理解とご協力をお願いします。

- ・他の利用者及び職員に対する暴言、暴力、威嚇、誹謗中傷、セクシュアルハラスメント、カスタマーハラスメント等の迷惑行為は行わないでください。
- ・居室及び共用部分は清潔に使用してください。
- ・外出・外泊を希望される場合は、事前に職員へ届け出てください。
- ・火気の使用については施設の指示に従ってください。
- ・所持品及び貴重品は原則として利用者又は家族で管理してください。
- ・飲酒・喫煙については施設が定める方法に従ってください。
- ・感染症が疑われる症状がある場合は、速やかに職員へ申し出てください。
- ・医師の診療や服薬については職員の指示にご協力ください。
- ・他の利用者の共同生活に著しい支障を及ぼす行為が継続する場合は、ご家族等と協議のうえ対応を検討することがあります。

緊急時における対応方法

- ・利用者の病状の急変その他緊急事態が発生した場合は、速やかに主治医、協力医療機関又は救急隊へ連絡し、必要な措置を講じます。
- ・利用者の家族又は身元引受人へ速やかに連絡します。
- ・緊急時には利用者の生命及び身体の安全確保を最優先として対応します。
- ・医療機関への搬送が必要と判断した場合は、救急搬送等の適切な措置を講じます。
- ・緊急時の対応内容は記録し、必要に応じて関係機関へ報告します。

事故発生時の対応

- ・ サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者の安全確保を最優先とし、必要な応急処置及び医療機関への受診等を行います。
- ・ 事故発生後は速やかに家族又は身元引受人へ連絡します。
- ・ 必要に応じて市町村その他関係行政機関へ報告します。 ・ 事故の原因を分析し、再発防止策を検討するとともに、職員へ周知徹底します。
- ・ 事故に関する記録を作成し、適切に保存します。
- ・ サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償保険等により誠実かつ速やかに対応します。

非常災害対策

- ・ 火災、地震、風水害その他の非常災害に備え、防災計画及び業務継続計画（BCP）を策定します。
- ・ 防火管理者を配置し、消防設備及び避難設備の適切な維持管理を行います。
- ・ 年2回以上、避難訓練及び消火訓練を実施します。
- ・ 非常災害時に必要な食料、飲料水、医薬品その他の備蓄品を確保します。
- ・ 関係機関及び地域住民との連携体制を整備し、災害時には利用者の安全確保を最優先に対応します。
- ・ 職員に対し、防災及びBCPに関する研修を定期的 to 実施します。

虐待防止のための措置

当施設は、高齢者虐待防止法及び介護保険法の趣旨を踏まえ、利用者の人権を擁護し、虐待の防止を図るため、次の措置を講じます。

- ・虐待防止委員会を定期的に開催します。
 - ・虐待防止のための指針を整備します。
 - ・全職員を対象とした虐待防止研修を定期的に実施します。
 - ・虐待防止担当者を配置します。
 - ・サービス提供中に虐待又は虐待が疑われる事案を発見した場合は、速やかに市町村へ通報し、関係機関と連携して適切に対応します。
 - ・利用者及び家族からの相談窓口を設置し、虐待防止に努めます。
-